

5章 整備プログラム

1 事業主体とスケジュール

街づくり整備計画で示した、4つの分野別整備計画について、「事業主体」、「スケジュール」を示していきます。

各取り組みが平成33年度までに、「完了」・「着手」・「計画（検討）」のいずれかに進んでいくことを目指して、街づくりに取り組んでいきます。

今後は、この整備プログラムをもとに、事業を行う者が主体となり、具体的な取り組みを進めていきます。しかしながら、この取り組みの実施においては、当事者及び地域住民の意見を聞きながら、関係機関との協議等を行いながら進めていきます。

整備計画1 安全・安心で、災害に強い市街地の形成

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
実施中または実施予定の事業及びそれらと連携した取り組み									
■特定整備路線としての補助46号線の整備	都								
■補助46号線整備と一体的に進める沿道まちづくりの推進	区 住民等								
■補助46号線沿道建築物の不燃化促進	区 住民等								
■通学路・裏通りの交通安全対策の推進	区								
■木造住宅密集地域整備事業等の活用 ・建て替えの促進 ・共同化の促進 ・オープンスペースの確保	区 住民等								
■公共施設における雨水流出抑制の推進	区								
■民間建築物の耐震化の促進	区 住民等								

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
実施中または実施予定の事業及びそれらと連携した取り組み									
●共同化に向けた専門家派遣による勉強会等の実施	区 住民等								
●樹木等の保全や屋上緑化、壁面緑化等の促進	区 住民等								
行政が主体となって進める取り組み									
■電線類の地中化（補助46号線）	都								
■自転車走行環境の検討（補助46号線）	都								
■立会川緑道の再整備の検討	区								
■安全・安心な歩行環境の形成（目黒区交通バリアフリー推進基本構想の推進）	区								
●放置自転車対策の啓発等の実施	区								

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
行政と住民等が連携して進める取り組み									
■狭あい道路の整備・隅切りの改善	区 住民等								
■地区防災道路沿道の整備に向けた検討	区 住民等								
■道路状空間の整備に向けた検討	区 住民等								
■●道路状空間の整備に合わせた買い物がしやすい歩行環境の検討	区 住民等								
■道路状空間の整備等に合わせた共同化検討の促進	区 住民等								
■共同化に合わせたオープンスペースの確保	区 住民等								
■地区防災道路沿道建築物の不燃化促進	区 住民等								
■防災・防犯機能の充実	区 住民等								
●地区計画の策定	区 住民等								
●自転車運転者のルールの遵守とマナーの向上	区 住民等								

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
住民等が主体となって進める取り組み									
■民有地のみどりの保全・創出による雨水流出抑制の推進	住民等								
■民間施設における雨水流出抑制の推進	住民等								
●地域の実態に沿ったルール検討の推進（商店街等） ・商品のせり出し禁止 ・自転車利用 等	住民等								
●地域の活動による防災・防犯性の向上 ・防災訓練の実施 等	住民等								

整備計画2 安心して暮らし続けられる住環境の形成

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
実施中または実施予定の事業及びそれらと連携した取り組み									
■補助 46 号線整備と一体的に進める沿道まちづくりの推進(再掲)	区 住民等								
■木造住宅密集地域整備事業等の活用(再掲) ・建て替えの促進 ・共同化の促進 ・オープンスペースの確保	区 住民等								
●共同化に向けた専門家派遣による勉強会等の実施(再掲)	区 住民等								
行政が主体となって進める取り組み									
●地元活動組織の支援	区								

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
行政と住民等が連携して進める取り組み									
■道路状空間の整備等に合わせた共同化検討の促進(再掲)	区 住民等								
■土地の有効活用(共同化等)の検討	区 住民等								
■共同化に合わせたオープンスペースの確保(再掲)	区 住民等								
■個別建替えや共同化による多様な世代に対応した住宅の確保	区 住民等								
■生活支援機能確保の検討	区 住民等								
●地区計画の策定(再掲)	区 住民等								
●補助 46 号線沿道における一体的な地域コミュニティ維持、形成	区 住民等								
住民等が主体となって進める取り組み									
●地域の緑化ルール検討の推進	住民等								
●地域の実態に沿ったルール検討の推進 ・街並み形成に関するルール等	住民等								
●地域の活動による防災・防犯性の向上(再掲) ・防災訓練の実施等	住民等								

整備計画3 地域の魅力を高める潤いの創出

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
実施中または実施予定の事業及びそれらと連携した取り組み									
■特定整備路線としての補助46号線の整備(再掲)	都								
■木造住宅密集地域整備事業等の活用(再掲) ・オープンスペースの確保	区 住民等								
●樹木等の保全や屋上緑化、壁面緑化等の促進(再掲)	区 住民等								
行政が主体となって進める取り組み									
■立会川緑道の再整備の検討(再掲)	区								
行政と住民等が連携して進める取り組み									
■共同化に合わせたオープンスペースの確保(再掲)	区 住民等								
住民等が主体となって進める取り組み									
●地域の緑化ルール検討の推進(再掲)	住民等								

整備計画4 賑わいのある商店街・駅前形成

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
実施中または実施予定の事業及びそれらと連携した取り組み									
■補助 46 号線整備と一体的に進める沿道まちづくりの推進(再掲)	区 住民等								
■通学路・裏通りの交通安全対策の推進(再掲)	区								
行政が主体となって進める取り組み									
■安全・安心な歩行環境の形成(目黒区交通バリアフリー推進基本構想の推進)(再掲)	区								
行政と住民等が連携して進める取り組み									
■道路状空間の整備に向けた検討(再掲)	区 住民等								
■●道路状空間の整備に合わせた買い物しやすい歩行環境の検討(再掲)	区 住民等								
■道路状空間の整備等に合わせた無電柱化の検討	区 住民等								
■土地の有効活用（共同化等）の検討(再掲)	区 住民等								
■土地の有効活用に合わせた賑わい創出の検討 ・文化・商業施設等 ・賑わいを創造する新機能等	区 住民等								
●地区計画の策定(再掲)	区 住民等								
●自転車運転者のルールの遵守とマナーの向上(再掲)	区 住民等								

事業内容 ■ハード事業 ●ソフト事業	事業 主体	スケジュール（平成年度）							
		26	27	28	29	30	31	32	33
住民等が主体となって進める取 り組み									
●地域の実態に沿ったルール 検討の推進(再掲) ・街並み形成に関するル ール等	住民等								
●地域の実態に沿ったルール 検討の推進(商店街等)(再 掲) ・商品のせり出し禁止 ・自転車利用等	住民等								

6章 今後の取り組み

1 街づくりの進め方

街づくり整備計画では、平成33年度までに段階的に取り組む内容を整備プログラムとして整理しています。整備プログラムの実施においては、住民等（地域住民・商店街・事業者等）・行政等が連携・協力のもとそれぞれの役割を担い、地域の特性や課題に対応しながら、ハード事業、ソフト事業を進めていくことが必要となります。これらの取り組みが、地区の将来像「**支え合う心を育み 災害に強く 安全・安心で 賑わいと活力に満ちた 文化的な 潤いのある 暮らしやすい街**」の実現につながっていきます。

(1) 地域の個性や課題に対応した街づくり（地域別・テーマ別の街づくり）

①地域コミュニティを活かした街づくり

◇地域の実態に沿ったルールづくりなど、より良い街づくりを進めるためには、地域コミュニティ（町会・商店街・住区住民会議等）の維持・発展を図ります。また、それを活かしながら、より身近な地域単位や、テーマ毎に話し合いの場を設けて、地域の特性に対応した街づくりに取り組むことが重要です。

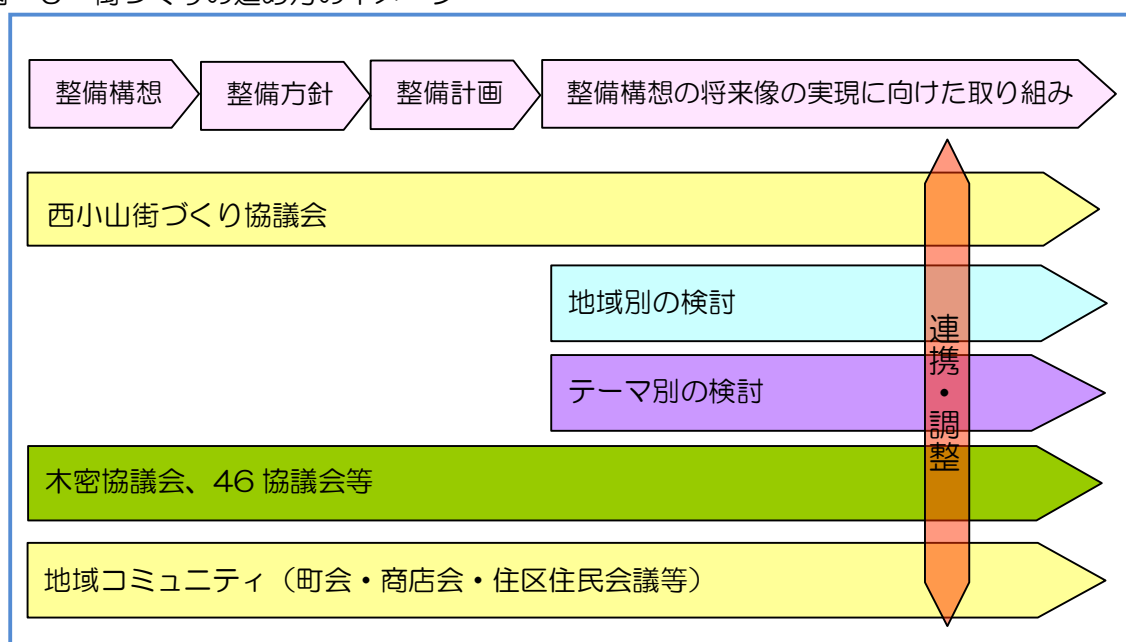
②地域別の街づくり

◇地域の特性に対応した話し合いの場を設けるとともに、地域コミュニティや街づくり組織（木造住宅密集地域整備関係協議会、46沿道まちづくり協議会等）と連携・調整しながら、街づくりに取り組むことが大切です。

③テーマ別の街づくり

◇地域の特性となる商店街の活性化や災害に強い安全・安心な街づくりなど、地域内の独自のテーマ別に話し合いの場を設け、街づくりに取り組むことが大切です。

図一5 街づくりの進め方のイメージ



(2) 住民一人ひとりのつながりを大切にしたい街づくり

地域に根ざしたきめ細かな街づくりを進めていくためには、地域に暮らす一人ひとりが街づくりを自らの問題としてとらえ、街づくりに主体的に参加する意識を高めていくことが重要です。

また、街には様々な立場で、多様な意見を持つ人達が活動しています。そうした人達が、お互いの立場を尊重しながら、目指すべき街の将来像を話し合い、街づくりの目標を共有し、それぞれが連携して実践するといった取り組みが必要です。

2 今後の取り組みに向けて(各主体の役割)

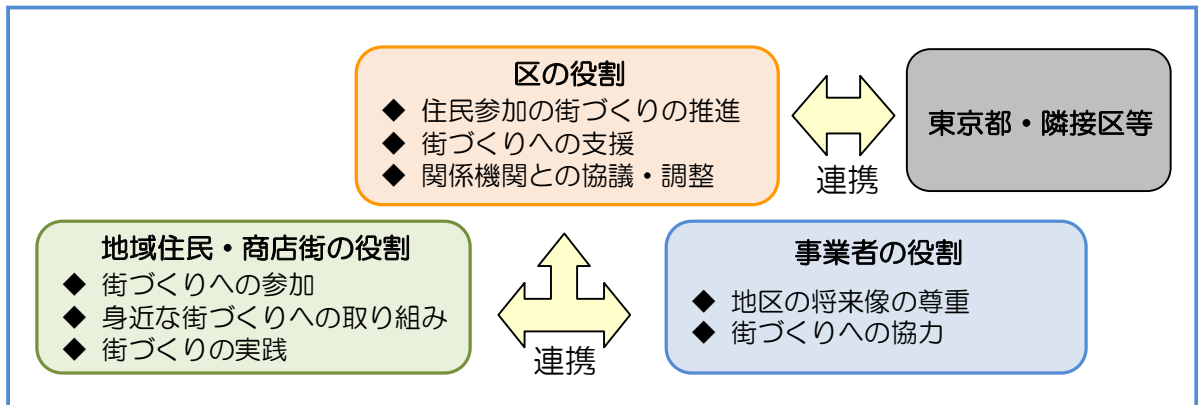
地区における街づくりの整備プログラムの実現においては、住民等（地域住民・商店街・事業者等）・行政がそれぞれの役割を担い、進めていくことが必要となります。

住民等は、街づくりを自らの問題としてとらえ、街づくりに主体的に参加する意識を高めながら、各地域別・テーマ別の街づくりの拡大に努め、出来るところから街づくりに取り組むことが必要です。

区は、この「街づくり整備計画」をもとに、住民参加の街づくりの推進や街づくりへの支援を行っていきます。また、事業実施に向けた取り組みや事業実現に向けた関係機関との協議・調整など、具体的な取り組みを進めていきます。この具体的な取り組みの実施においては、地元の意見を反映しながら、関係機関と必要な協議・調整を行って進めていきます。

具体的な取り組みの進行管理は、この「街づくり整備計画」に基づいて行うことを基本とします。「街づくり整備計画」の策定経緯を踏まえ、地域別・テーマ別の街づくりによる取り組みを支援したり、関連する事業の動きを見ながら、整備プログラムの進捗状況、街づくりの機運の高まりなどにより、必要に応じて適切な取り組みを行っていきます。

図一六 それぞれの主体が果たすべき役割



1 関連計画などの解説

◇目黒区基本構想（平成12年10月）、目黒区基本計画（平成21年10月）、目黒区実施計画（平成25年3月）

本区は、長期計画として基本構想、基本計画、実施計画を定め、長期計画の下に各種の補助計画を作成し、区政を総合的、計画的に推進することとしています。

基本構想は、21世紀初めを展望し目黒区のまちづくりの目標とその実現方策の基本的な方向を明らかにするものです。基本計画は、区の施策に係るすべての分野を含む総合的な計画です。実施計画は、基本計画を踏まえ必要な事業を計画的に実施するため、財源の裏付けをもった具体的な事業計画です。

◇目黒区都市計画マスタープラン（平成16年3月）

目黒区基本構想・基本計画が掲げる「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」を実現するために街の将来像を示し、街づくりの基本的な方向性を示した、本区の都市計画に関わる基本的な計画です。関連する計画・事業との連携のもと、都市計画マスタープランに基づいて、市街地整備の方針や分野別計画の策定や個別事業の展開を進めます。

◇目黒区景観計画（平成24年4月改定）

平成16年6月に施行された「景観法」に基づく「景観行政団体」が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のことで、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定めることにより、良好な景観を形成することを目的としています。区では、東京都の同意を経て、平成21年11月に「景観行政団体」となりました。

◇目黒区みどりの基本計画（平成18年10月）

都市緑地法に基づき、みどりに関する総合的な計画として、区自らが行う施策の基本方針を示すとともに、区民や都・国などに対し、みどりの保全・創出・育成についての積極的な参加と協力を求めていく基本的な考え方を示しています。この計画に基づき、「ともにつくる・みどり豊かな・人間のまち」の実現に向けて区民とともに取り組みを推進していきます。

◇目黒区交通バリアフリー推進基本構想（平成24年3月）

駅やバスなどの旅客施設、道路や公園など公共施設のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、法に基づく重点整備地区内で多くの高齢者や障害を持つ方などが利用する施設と施設間の経路を設定し、この経路をバリアフリー化するための取り組みの方向性を定めた計画です。旅客施設、公共施設の各管理者は、この構想に基づきバリアフリー化の事業を具体化していきます。

◇目黒区地域防災計画（平成25年3月修正）

「自助」・「共助」・「公助」の適切な連携により、防災力の向上を図り、区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための計画です。この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、目黒区防災会議が作成します。

◇目黒区総合治水対策基本計画（平成22年5月）

区内全域を対象に「水害から区民の生命身体を守る」、「水害による財産被害を軽減する」、「出水時にも必要不可欠な都市機能を確保する」ことを目的とした計画です。雨水貯留・浸透施設の整備促進に加え雨や水害に関する情報提供の充実、浸水防止や水防体制の強化などを掲げ、区民の皆さんと連携しながら治水対策に取り組んでいます。

◇目黒区放置自転車対策基本計画（平成17年9月）

区民に最も身近で手軽な交通手段である自転車の適正利用を推進するため、自転車の駐車空間の確保に取り組むと同時に、自転車の適正な利用ルール・マナーの啓発や放置自転車等の撤去など体系的な施策を講じて、放置自転車等のない安全で快適な街づくりの実現を目指す計画です。

◇目黒区環境基本計画（平成24年3月改定）

環境の保全に関する目標、施策の方向、行動の方針、その他環境の保全に関する重要事項を定めた計画です。目指すべき環境像「地域と地球の環境を守りはぐくむまちめぐろからの挑戦」の実現に向けて、環境配慮行動につながる施策を展開するとともに、区民、事業者と協力・連携して環境への負荷の少ない社会づくりを進めていきます。

◇木造住宅密集地域整備事業

老朽建築物が密集し、公園等の公共施設が不足している地域において、老朽建築物等の建替促進や公園などの公共施設の基盤整備を進め、住環境及び防災性の向上を図る事業です。

◇木密地域不燃化10年プロジェクト

首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である木密地域の改善を一段と加速して進めていく取り組みです。平成32年度(2020年)までに不燃領域率(市街地の燃えにくさを表す指標)を70%にすることを目標にしています。

2 用語の解説

【あ】行

◇沿道まちづくり

道路整備に合わせて、民間活力を活用しながら沿道の効率的な土地利用を図るものです。都市計画道路を整備するだけでなく、道路整備により影響を受ける方々の「住み続けたい」「残地を活用したい」というご要望・ご意向等を踏まえながら、道路整備にあわせて沿道環境の整備に取り組むまちづくりの手法です。

【か】行

◇狭あい道路

道路の幅員が4メートルに満たない狭い道路のことです。狭あい道路に接した敷地に建物を建築する際は、建築基準法に定められた4メートルの幅員が確保されるように拡幅整備する必要があります。

【た】行

◇地区計画

用途地域のような広域的・一律の制限に対して、地区単位の視点で、きめ細かな地区の特性に応じたまちづくりを行う手法です。建物の用途・高さ・壁面位置の制限など地区独自のルールを地権者の意見を聞きながら設定し、地区の特性にふさわしい街づくりを誘導するものです。

◇地区防災道路

災害時の地域消火や住民の初期避難、緊急車両の通行、消防活動困難区域の解消のために、地区の防災の軸となる道路です。火災時の消火活動の活動ルートとなり、また、消防隊や地域消火による延焼阻止線（消防活動を展開し火災の拡大をくい止める路線）としての役割を果たします。

◇電線類の地中化

無電柱化の手法の1つで、道路の地下に電線共同溝を整備して電線類を地中化します。目黒区ではこの方式で事業を進めています。

◇道路状空間

道路と道路に沿った壁面の位置の後退部分を含めて、道路状空間と定義します。

◇特定整備路線

木密地域不燃化10年プロジェクトにおいて、東京都が延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路を対象に、特定整備路線を指定して整備を進めていくものです。